

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和8年4月15日 広島法務局東広島支局 登記官 永井 学

記

意見又は資料の提出先 広島法務局東広島支局

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m ²)
2420-2026-0001	東広島市安芸津町風早字先水除 2 1 2 8 - 1	ため池	4 1 5
2420-2026-0002	東広島市安芸津町風早字先水除 2 1 2 8 - 2	堤	8 2
2420-2026-0003	東広島市安芸津町風早字灘山 1 0 6 3 1 - 2 5	ため池	4 7 3
2420-2026-0004	東広島市安芸津町風早字灘山 1 0 6 3 6 - 1 5	ため池	3 2 2
2420-2026-0005	東広島市安芸津町小松原字池ヶ原 1 7 0 - 3	公衆用道路	2 1 6
2420-2026-0006	東広島市安芸津町小松原字池ヶ原 1 7 0 - 6	畑	1 1 3
2420-2026-0007	東広島市安芸津町小松原字小浜 3 0 2	畑	1 1 6
2420-2026-0008	東広島市安芸津町小松原字水ヶ尻 1 0 0 2 5 - 3	ため池	3 8 7
2420-2026-0009	東広島市安芸津町小松原字小浜 3 7 4 - 6	公衆用道路	3 6
2420-2026-0010	東広島市安芸津町小松原字小浜 3 7 4 - 9	畑	2 0
2420-2026-0011	東広島市安芸津町小松原字宮之首 9 6 8 - 1	原野	3 9
2420-2026-0012	東広島市安芸津町小松原字宮之首 9 6 9 - 1	山林	1 2 8